

## 【学校いじめ防止基本方針（概要）】

### いじめの防止について

#### I いじめについての基本的な認識

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要があると考え、本校の「いじめ防止基本法」（本校ホームページに掲載）を定める。

#### II いじめ防止対策組織について

組織として対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

##### (1) 「いじめ対策委員会」について

###### ア 委員会のメンバー

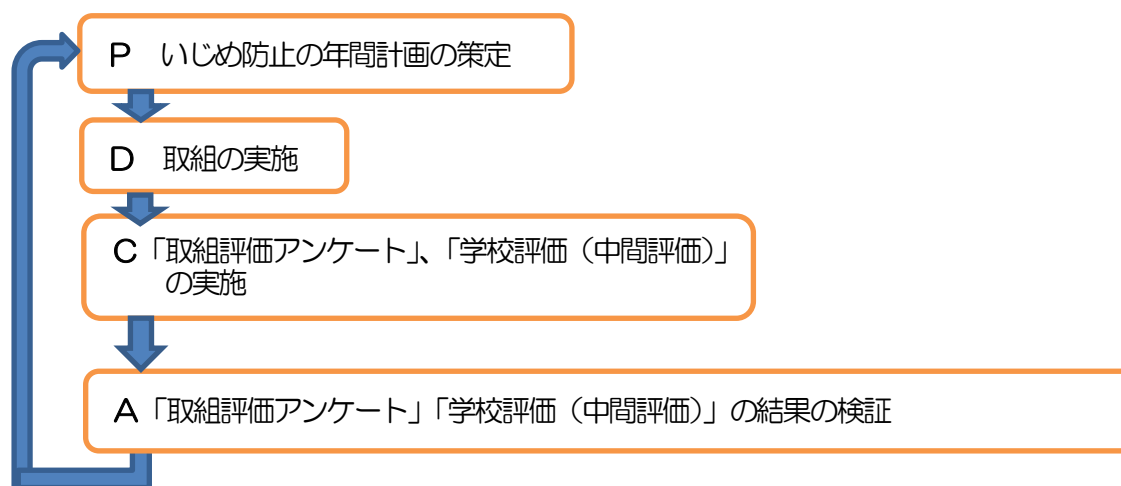
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談、特別支援教育コーディネーター、担任、教科担当教員、部活動顧問（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

###### イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組織して対応する。

##### (2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

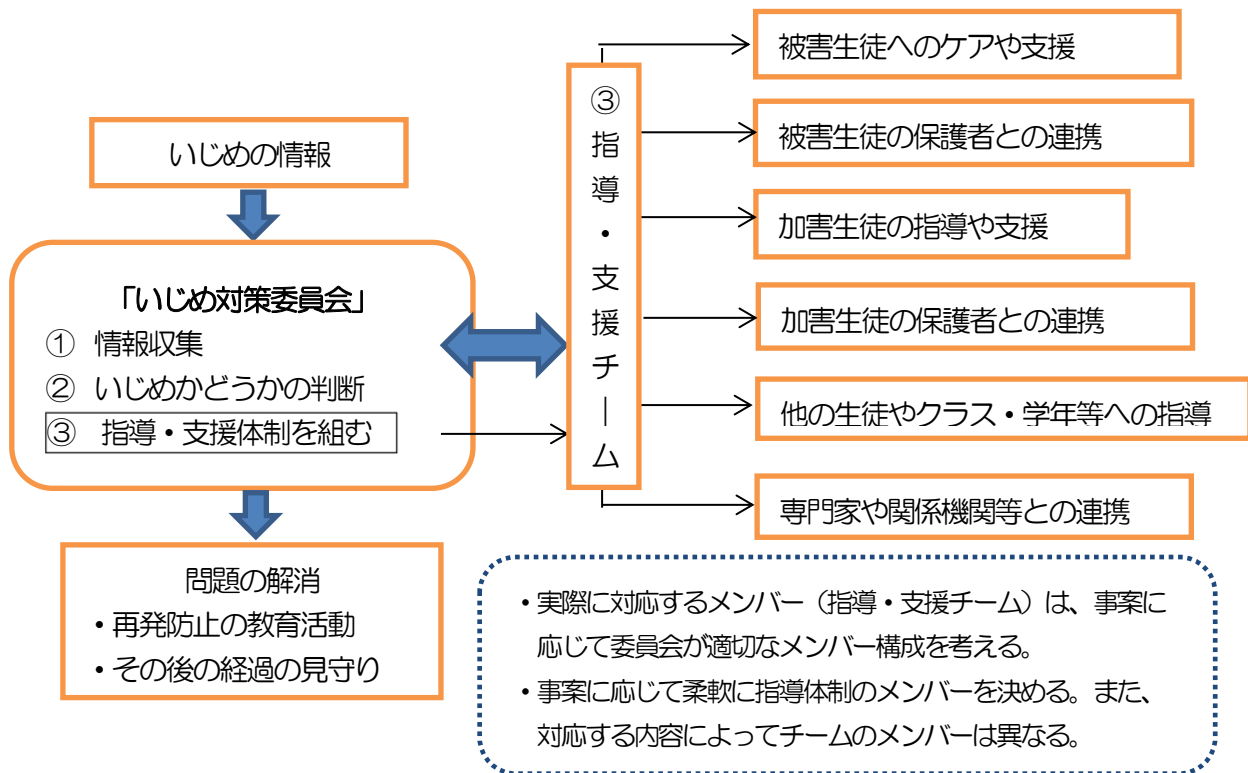
###### ア 取組の検証（PDCAサイクル）



###### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- 「いじめ対策委員会」で検討した内容は、職員会議等で報告する。
- 全職員の共通理解を図るため、少なくとも年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - ・「いじめ防止基本方針」及び「取組評価アンケート」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



#### オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

### いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 校内研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会から自己有用感を高め、また困難な状況を乗り越えるような体験を通して、自己肯定感を高められるよう努める。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候（変化）から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。

ウ 定期的な「学校生活における実態調査」（指導部・教務指導部それぞれ年2回）の実施や教育相談の充実を図る。

### (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等と連携して取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。